

議案第83号

守谷市税条例等の一部を改正する条例

守谷市税条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成27年11月25日 提出

守谷市長 会田 真一

平成 年 月 日 原案 決

## 守谷市税条例等の一部を改正する条例

### (守谷市税条例の一部改正)

第1条 守谷市税条例（昭和39年守谷町条例第138号）の一部を次のように改正する。

第8条から第17条までを次のように改める。

#### (徵収猶予に係る市の徵収金の分割納付又は分割納入の方法)

第8条 地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、その猶予に係る金額をその猶予をする期間内の各月（市長がやむを得ない事情があると認めるときは、その期間内の市長が指定する月）に分割して納付し、又は納入させるものとする。

2 市長は、法第15条第3項又は第5項の規定により、同条第1項若しくは第2項の規定による徵収の猶予（以下この節において「徵収の猶予」という。）又は同条第4項の規定による徵収の猶予をした期間の延長（次項及び第4項において「徵収の猶予期間の延長」という。）に係る市の徵収金を分割して納付し、又は納入させる場合においては、当該分割納付又は当該分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を定めるものとする。

3. 市長は、徵収の猶予又は徵収の猶予期間の延長を受けた者がその納付期限又は納入期限までに納付し、又は納入することができないことにつきやむを得ない理由があると認めるときは、前項の規定により定めた分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を変更することができる。

4 市長は、第2項の規定により分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を定めたときは、その旨、当該分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額その他必要な事項を当該徵収の猶予又は當該徵収の猶予期間の延長を受けた者に通知しなければならない。

5 市長は、第3項の規定により分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を変更したときは、その旨、その変更後の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額その他必要な事項を当該変更を受けた者に通知しなければならない。

#### (徵収猶予の申請手続等)

第9条 法第15条の2第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

（1）法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実があること及びその

該当する事実に基づき市の徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細

- (2) 納付し、又は納入すべき市の徴収金の年度、種類、納期限及び金額
  - (3) 前号の金額のうち当該猶予を受けようとする金額
  - (4) 当該猶予を受けようとする期間
  - (5) 分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行うかどうか（分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行う場合にあっては、分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を含む。）
  - (6) 猶予を受けようとする金額が100万円を超える、かつ、猶予期間が3月を超える場合には、提供しようとする法第16条第1項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在（その担保が保証人の保証であるときは、保証人の氏名及び住所又は居所）その他担保に関し参考となるべき事項（担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情）
- 2 法第15条の2第1項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。
- (1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実を証するに足りる書類
  - (2) 財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類
  - (3) 猶予を受けようとする日前1年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類
  - (4) 猶予を受けようとする金額が100万円を超える、かつ、猶予期間が3月を超える場合には、地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。）第6条の10の規定により提出すべき書類その他担保の提供に関し必要となる書類
- 3 法第15条の2第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 市の徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細
  - (2) 第1項第2号から第6号までに掲げる事項
- 4 法第15条の2第2項及び第3項に規定する条例で定める書類は、第2項第2号から第4号までに掲げる書類とする。
- 5 法第15条の2第3項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 猶予期間の延長を受けようとする市の徴収金の年度、種類、納期限及び金額
  - (2) 猶予期間内にその猶予を受けた金額を納付し、又は納入することができないやむを得ない理由

(3) 猶予期間の延長を受けようとする期間

(4) 第1項第5号及び第6号に掲げる事項

6 法第15条の2第4項に規定する条例で定める書類は、第2項第4号に掲げる書類とする。

7 法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間は、20日とする。

(職権による換価の猶予の手続等)

第10条 法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、その猶予に係る金額をその猶予をする期間内の各月（市長がやむを得ない事情があると認めるときは、その期間内の市長が指定する月）に分割して納付し、又は納入させるものとする。

2 第8条第2項から第5項までの規定は、法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第3項又は第5項の規定により、分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。

3 法第15条の5の2第1項及び第2項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 前条第2項第2号から第4号までに掲げる書類

(2) 分割納付又は分割納入させるために必要となる書類

(申請による換価の猶予の申請手続等)

第11条 法第15条の6第1項に規定する条例で定める期間は、6月とする。

2 法第15条の6第3項において準用する法第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、その猶予に係る金額をその猶予をする期間内の各月（市長がやむを得ない事情があると認めるときは、その期間内の市長が指定する月）に分割して納付し、又は納入させるものとする。

3 第8条第2項から第5項までの規定は、法第15条の6第3項において準用する法第15条第3項又は第5項の規定により、分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。

4 法第15条の6の2第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 市の徴収金を一時に納付し、又は納入することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情の詳細

(2) 第9条第1項第2号から第4号まで及び第6号に掲げる事項

(3) 分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額

5 法第15条の6の2第1項及び第2項に規定する条例で定める書類は、第9条第2項第2号から第4号までに掲げる書類とする。

6 法第15条の6の2第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる

事項とする。

- (1) 第9条第1項第6号に掲げる事項
- (2) 第9条第5項第1号から第3号までに掲げる事項
- (3) 第4項第3号に掲げる事項

7 法第15条の6の2第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する期間は、20日とする。

(担保を徴する必要がない場合)

第12条 法第16条に規定する条例で定める場合は、猶予に係る金額が100万円以下である場合、猶予期間が3月以内である場合又は担保を徴すことができない特別の事情がある場合とする。

第13条から第17条まで 削除

第18条中「地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

第23条第3項中「地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。）」を「令」に改める。

(守谷市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 守谷市税条例等の一部を改正する条例（平成27年守谷市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第1条のうち守谷市税条例第2条第3号及び第4号の改正規定を削り、同条例第36条の2第8項の改正規定中「法人番号」の次に「(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。)」を加え、同条例第63条の2第1項第1号の改正規定中「) 又は法人番号」の次に「(同条第15項に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。)」を加え、同条例第89条第2項第2号の改正規定中「いう。」の次に「以下この号及び」を、「) 又は法人番号」の次に「(同法第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)」を加え、同条例第139条の3第2項第1号の改正規定中「) 又は法人番号」の次に「(同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)」を加える。

#### 附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。

(徴収猶予、職権による換価の猶予及び申請による換価の猶予に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の守谷市税条例（以下「新条例」という。）

第8条、第9条及び第12条（地方税法等の一部を改正する法律（平成27

年法律第2号。以下「改正法」という。) 附則第1条第6号に掲げる規定による改正後の地方税法(昭和25年法律第226号。以下「新法」という。)第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予に係る部分に限る。)の規定は、この条例の施行の日以後に申請される新法第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予について適用し、同日前に申請された改正法附則第1条第6号に掲げる規定による改正前の地方税法(以下「旧法」という。)第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予については、なお従前の例による。

- 2 新条例第10条及び第12条(新法第15条の5第1項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。)の規定は、この条例の施行の日以後にされる同項の規定による換価の猶予について適用し、同日前にされた旧法第15条の5第1項の規定による換価の猶予については、なお従前の例による。
- 3 新条例第11条及び第12条(新法第15条の6第1項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。)の規定は、この条例の施行の日以後に同項に規定する納期限が到来する地方団体の徴収金について適用する。

提案理由（議案第83号）

提案の理由を申し上げます。

本案は、地方税法の改正により地域の実情等に応じて条例で定めることとされた平成28年度以降の納税猶予に係る規定の整備及び番号法の施行に伴い規定の整理を行うものです。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。

## 守谷市税条例新旧対照表（第1条関係）

改 正	現 行
(徴収猶予に係る市の徴収金の分割納付又は分割納入の方法)	
<p><u>第8条 地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、その猶予に係る金額をその猶予をする期間内の各月(市長がやむを得ない事情があると認めるとときは、その期間内の市長が指定する月)に分割して納付し、又は納入させるものとする。</u></p>	<p><u>第8条から第17条まで 削除</u></p>
<p>2 市長は、法第15条第3項又は第5項の規定により、同条第1項若しくは第2項の規定による徴収の猶予(以下この節において「徴収の猶予」という。)又は同条第4項の規定による徴収の猶予をした期間の延長(次項及び第4項において「徴収の猶予期間の延長」という。)に係る市の徴収金を分割して納付し、又は納入させる場合においては、当該分割納付又は当該分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を定めるものとする。</p>	
<p>3 市長は、徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長を受けた者がその納付期限又は納入期限までに納付し、又は納入することができないことにつきやむを得ない理由があると認めるときは、前項の規定により定めた分</p>	

割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を変更することができる。

4 市長は、第2項の規定により分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を定めたときは、その旨、当該分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額その他必要な事項を当該徴収の猶予又は当該徴収の猶予期間の延長を受けた者に通知しなければならない。

5 市長は、第3項の規定により分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を変更したときは、その旨、その変更後の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額その他必要な事項を当該変更を受けた者に通知しなければならない。

(徴収猶予の申請手続等)

第9条 法第15条の2第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実があること及びその該当する事実に基づき市の徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細

(2) 納付し、又は納入すべき市の徴収金の年度、種類、納期限及び金額

- (3) 前号の金額のうち当該猶予を受けようとする金額
- (4) 当該猶予を受けようとする期間
- (5) 分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行うかどうか（分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行う場合にあっては、分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を含む。）
- (6) 猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ、猶予期間が3月を超える場合には、提供しようとする法第16条第1項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在（その担保が保証人の保証であるときは、保証人の氏名及び住所又は居所）その他担保に関し参考となるべき事項（担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情）

2 法第15条の2第1項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事實を証するに足りる書類
- (2) 財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類
- (3) 猶予を受けようとする日前1年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明

## らかにする書類

(4) 猶予を受けようとする金額が 100 万円を超える場合、猶予期間が 3 月を超える場合には、地方税法施行令（昭和 25 年政令第 245 号。以下「令」という。）第 6 条の 10 の規定により提出すべき書類その他担保の提供に関し必要となる書類

3 法第 15 条の 2 第 2 項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 市の徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細

(2) 第 1 項第 2 号から第 6 号までに掲げる事項

4 法第 15 条の 2 第 2 項及び第 3 項に規定する条例で定める書類は、第 2 項第 2 号から第 4 号までに掲げる書類とする。

5 法第 15 条の 2 第 3 項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 猶予期間の延長を受けようとする市の徴収金の年度、種類、納期限及び金額

(2) 猶予期間内にその猶予を受けた金額を納付し、又は納入することができないやむを得ない理由

(3) 猶予期間の延長を受けようとする期間

(4) 第 1 項第 5 号及び第 6 号に掲げる事項

6 法第 15 条の 2 第 4 項に規定する条例で定める書類は、第 2 項第 4 号に掲げる書類とする。

7 法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間は、20日とする。

(職権による換価の猶予の手続等)

第10条 法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、その猶予に係る金額をその猶予をする期間内の各月（市長がやむを得ない事情があると認めるとときは、その期間内の市長が指定する月）に分割して納付し、又は納入させるものとする。

2 第8条第2項から第5項までの規定は、法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第3項又は第5項の規定により、分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。

3 法第15条の5の2第1項及び第2項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 前条第2項第2号から第4号までに掲げる書類
- (2) 分割納付又は分割納入させるために必要となる書類

(申請による換価の猶予の申請手続等)

第11条 法第15条の6第1項に規定する条例で定める期間は、6月とする。

2 法第15条の6第3項において準用する法第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、その猶予に係る金額をその猶予をする期間内の各月（市

長がやむを得ない事情があると認めるときは、その期間内の市長が指定する月)に分割して納付し、又は納入させるものとする。

3 第8条第2項から第5項までの規定は、法第15条の6第3項において準用する法第15条第3項又は第5項の規定により、分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。

4 法第15条の6の2第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 市の徴収金を一時に納付し、又は納入することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情の詳細

(2) 第9条第1項第2号から第4号まで及び第6号に掲げる事項

(3) 分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額

5 法第15条の6の2第1項及び第2項に規定する条例で定める書類は、第9条第2項第2号から第4号までに掲げる書類とする。

6 法第15条の6の2第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 第9条第1項第6号に掲げる事項

(2) 第9条第5項第1号から第3号までに掲げる事項

(3) 第4項第3号に掲げる事項

7 法第15条の6の2第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する期間は、20日とする。

(担保を徴する必要がない場合)

第12条 法第16条に規定する条例で定める場合は、猶予に係る金額が100万円以下である場合、猶予期間が3月以内である場合又は担保を徴すことができない特別の事情がある場合とする。

第13条から第17条まで 削除

(公示送達)

第18条 法

第20条の2の規定による公示送達は、守谷市公告式条例（昭和30年守谷町条例第6号）第2条に規定する掲示場に掲示して行うものとする。

(市民税の納税義務者)

第23条（略）

2（略）

3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、令

第47条に規定する収益事業を行うもの（当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。第31条第2項の表の第1号において「人格のない社団等」という。）又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節の規定中法人の市民税に関する規定を適用する。

(公示送達)

第18条 地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第20条の2の規定による公示送達は、守谷市公告式条例（昭和30年守谷町条例第6号）第2条に規定する掲示場に掲示して行うものとする。

(市民税の納税義務者)

第23条（略）

2（略）

3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。）第47条に規定する収益事業を行うもの（当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。第31条第2項の表の第1号において「人格のない社団等」という。）又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節の規定中法人の市民税に関する規定を適用する。

守谷市税条例等の一部を改正する条例新旧対照表（第2条関係）

改 正	現 行
(守谷市税条例の一部改正) 第1条 守谷市税条例（昭和39年条例第138号）の 一部を次のように改正する。	(守谷市税条例の一部改正) 第1条 守谷市税条例（昭和39年条例第138号）の 一部を次のように改正する。  <u>第2条第3号中「又は名称」を「(法人にあっては、 事務所又は事業所の所在地、名称及び法人番号 (行政 手続における特定の個人を識別するための番号の利用 等に関する法律 (平成25年法律第27号) 第2条第 15項に規定する法人番号をいう。以下同じ。) (法人 番号を有しない者にあっては、事務所又は事業所の所 在地及び名称)」に改め、同条第4号中「又は名称」を 「(法人にあっては、事務所又は事業所の所在地、名称 及法人番号)」に改める。</u>
(中略) 第36条の2第8項中「寮等の所在」の次に「、法人番号 (行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律 (平成25年法律第27 号) 第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下 市民税について同じ。)」を加える。	(中略) 第36条の2第8項中「寮等の所在」の次に「、法人番号 _____ _____ _____」を加える。
(中略) 第63条の2第1項第1号中「及び氏名」を「、氏 名又は名称及び個人番号 (行政手続における特定の個 人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条	(中略) 第63条の2第1項第1号中「及び氏名」を「、氏 名又は名称及び個人番号 (行政手続における特定の個 人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条

第5項に規定する個人番号をいい，当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。) 又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。)

(個人番号又は法人番号を有しない者にあっては，住所及び氏名又は名称)」に改める。

(中略)

第89条第2項中「納期限前7日」を「納期限」に改め，同項第2号中「氏名若しくは名称」を「事務所若しくは事業所の所在地，氏名又は名称及び個人番号

(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。) 又は法人番号(同法第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。) (個人番号又は法人番号を有しない者にあっては，住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称)」に改める。

(中略)

第139条の3第1項中「1に」を「いずれか」に改め，同条第2項中「納期限前7日」を「納期限」に改め，同項第1号中「及び氏名又は名称」を「，氏名又は名称及び個人番号 (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。) 又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。) (個人番号

第5項に規定する個人番号をいい，当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。) 又は法人番号\_\_\_\_\_

(個人番号又は法人番号を有しない者にあっては，住所及び氏名又は名称)」に改める。

(中略)

第89条第2項中「納期限前7日」を「納期限」に改め，同項第2号中「氏名若しくは名称」を「事務所若しくは事業所の所在地，氏名又は名称及び個人番号

(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。\_\_\_\_\_ 次条において同じ。) 又は法人番号\_\_\_\_\_

(個人番号又は法人番号を有しない者にあっては，住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称)」に改める。

(中略)

第139条の3第1項中「1に」を「いずれか」に改め，同条第2項中「納期限前7日」を「納期限」に改め，同項第1号中「及び氏名又は名称」を「，氏名又は名称及び個人番号 (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。) 又は法人番号\_\_\_\_\_

(個人番号

又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名  
又は名称)」に改める。

(後略)

又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名  
又は名称)」に改める。

(後略)

## 守谷市税条例等の一部を改正する条例（改正の理由と主な内容）

### 1 改正趣旨

国税では、納税者の負担軽減を図るとともに、早期かつ的確な納税の履行を確保する観点から、納税者の申請に基づく換価の猶予制度を創設するなどの見直しが行われ、平成27年4月1日から施行されました。

地方税についても、平成27年度税制改正により猶予制度の見直しが行われ、地方分権を推進する観点や、地方税に関する地域の実情が様々であることを踏まえ、換価の猶予に係る申請期限など一定の事項については、各地域の実情に応じて条例で定める仕組みとされました。

### 2 改正の主な内容

#### （1）徴収猶予及び換価の猶予の見直し

##### ① 納付方法の見直しについて

猶予をする場合、その猶予に係る金額を猶予期間内において、条例で定めるところにより、その者の財産の状況その他の事情からみて合理的かつ妥当なものに分割して納付することができるとされました。

・現行【法第15条第1項】

「金額を適宜分割して納付し、又は納入すべき期限を定めることを妨げない。」

改正後【第8条第1項】

「その猶予に係る金額をその猶予をする期間内の各月（市長がやむを得ない事情があると認めるときは、その期間内の市長が指定する月）に分割して納付し、又は納入させるものとする。」

- ・原則毎月の分割納付とする。
- ・必要に応じて市長が納付月や納付金額を指定及び変更することができる。

##### ② 申請手続き等について

徴収猶予及び換価の猶予に係る申請書の記載事項及び添付書類並びに申請書及び添付書類の訂正期限については、条例で定めることとされました。

現行 特段申請書の記載事項や添付書類についての規定はなし。

**改正後【第9条、第10条、第11条】**

○猶予申請をする場合の提出書類等

・猶予申請書

(猶予該当事情の詳細、猶予金額・期間等を記載)

・猶予該当事実があることを証する書類

・財産収支状況書

・財産目録、収支の明細書

・担保提供書

○申請書及び添付書類の訂正期限

・通知を受けた日から20日以内

**③ 担保の徴取基準の見直しについて**

条例で定めた要件を満たす場合には、担保は不要となりました。

**現 行【法第16条第1項】**

原則、担保が必要。ただし、猶予金額が50万円以下の場合は不要。

**改正後【第12条】**

原則、担保が必要。ただし、次のいずれかの場合は不要。

・猶予金額が100万円以下。

・猶予期間が3ヶ月以内。

**(2) 申請による換価の猶予制度の創設**

市税を一時に納付することにより事業継続・生活維持困難となるおそれがあり、納税について誠実な意思を有すると認められるときは、条例で定める申請期限までにされたその者の申請に基づき、1年以内（延長可、最大2年間）の期間に限り換価を猶予することができるとされました。

**① 申請による換価の猶予の申請期限について**

**現 行** 申請による換価の猶予制度の規定はなし。

**改正後【第11条第1項】**

納期限から6ヶ月以内とする。

**3 施行期日**

・平成28年4月1日